

平成28年1月20日

第7回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第7回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成28年1月20日(水) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可取消について

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編
入）申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員

2 番 委員

3 番 委員

4 番 委員

5 番 委員

6 番 委員

7 番 委員

9 番 委員

10 番 委員

11 番 委員

12 番 委員

13 番 委員

14 番 委員

15 番 委員

16 番 委員

17 番 委員

18 番 委員

19 番 委員

20 番 委員

21 番 委員

22 番 委員

23 番 委員

24 番 委員

25 番 委員

26 番 委員

27 番 委員

28 番 委員

29 番 委員

30 番 委員

31 番 委員

32 番 委員

1 欠席委員

8 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

農地係長

主幹兼振興係長

農地係主査

農地係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第7回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。 議案書の1ページから4ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について報告いたします。 議案書の5ページをお開きください。 番号1につきましては、平成27年7月17日開催の第37回指宿市農業委員会議案第2号で承認を受けていた案件であります。譲渡人が平成4年に既に死亡していたことが判明したため、取り消し申請がなされたものです。 なお、当初申請は、譲受人である〇〇氏が、〇〇さんの委任状を添えて申請されていましたが、実際は息子である〇〇氏と交渉しており、母親である〇〇さんが死亡していると言もなかったため、〇〇さんも生きてい</p>

ると思っていたということです。今後はこのようなことがないように留意するとの始末書が添えられています。

議長

以上、報告を終わります。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「報告第3号 農地法第5条の規定による許可取消について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

農地法第5条の規定による許可取消し申請がありましたので、ご報告いたします。

議案書は6ページになります。

申請人、土地の所在地、地目等は議案にお示しのとおりです。

本件は、平成27年6月19日第36回委員会議案第5号5番で、通路で転用申請があった第3種農地の都市計画用途地域内農地ですが、議案第2号と同じ譲渡人、譲受人で、同様の理由により、取り消し申請がなされたものです。

こちらも、今後このようなことのないよう留意するとの始末書が添えられています。

なお、相続人〇〇氏に相続登記がされ、今委員会議案第5号6番で改めて許可申請がなされていますのでご審議をお願いします。

以上、ご報告を終わります。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

7ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、第1号議案5件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から5につきましては、お目通しください。

今回の所有権移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

皆様の、ご審議方よろしく願います。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番についてご審議願います。

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。
 議長 「なし」の声あり。
 議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の5番についてご審議願います。
 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。
 (12番委員の退席を確認する。)

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。
 議長 「なし」の声あり。
 議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
 (12番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。
 事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。
 議長 はい、事務局。
 事務局 議案第1号 利用権設定分でございます。
 議案書の9ページから22ページになります。
 今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について利用権設定分は、1議案50件です。内訳は、新規の利用権設定が44件、再設定が6件、合計の面積は92,921㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、20番委員の退席を求めます。

(20番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(20番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、30番委員の退席を求めます。

(30番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(30番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

5番から7番については、26番委員にお願いします。

26番委員

はい。

番号5から7番につきましては、私と16番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、これまで地元の〇〇商店で、集荷業務に従事していたことから、ある程度のオクラやスナップエンドウ等の知識があり、就農を決意したとの事です。オクラ30a、スナップエンドウ20aの栽培を計画しており、年間目標販売高は300万円を目指しております。

収穫のピーク時は母親の外、臨時雇用も予定しているということです。農業機械等についても当分の間は、委託を利用していくということです。

また、青年就農給付金の申請も予定しているということです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しておりますので、ご参照してください。以上です。

議長

8番から9番については、9番委員にお願いします。

9番委員

はい。

番号8から9番につきましては、私と13番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、鹿児島でトラックの運転手をしていましたが、農家としてやっていく為に、現在は指宿に居住し、新規就農者として申請するものです。オクラ15a、南瓜20a、ソラマメ35aを栽培計画しており、年間目

標販売高490万円を目指しています。農業はアルバイトの経験はありますが、機械操作の経験がないので、知人より指導してもらおうということでした。

農業に対する意欲もあり、当面の間は1人で従事するというのですが、知人に相談しながら経営していくとのことでした。

また、青年就農給付金の申請も予定しているということです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち5番から9番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか

28番委員

はい、議長。

議長

はい、28番委員。

28番委員

ただいまの、〇〇さんの分ですが、農業以外の事業を行っているとはありますが、こうした場合に、青年就農給付金も申請するというふうになっておりますが、これは何も問題はないですか。

議長

はい、9番委員。

9番委員

4月には、運転手を辞められて、農業に専念されるそうです。

28番委員

ここは、削除していいのじゃないですか。

13番委員

はい、議長。

議長

はい、13番委員。

13番委員

オクラの播種までは、運転手をしながらやって行くということです。

その後収穫時期になったら、運転手を辞めるということです。

28番委員

現在の職業として、職業は何ですかとなった場合にですね、どうなりますか。後々、なんか問題が出そうな気がして。

問題無いとすれば、いいですよ。

議長

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引続き審議を再開いたします。

資料の、〇〇さんの営農計画書は、このままといたします。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から50番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
31番委員	はい、議長。
議長	はい、31番委員。
31番委員	12番なのですが、借人が〇〇さんになっていると思いますが、経営面積が0となっているんですけど。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	〇〇さんは、実際には借りている畑はあると思いますが、うちの農業委員会を通しての貸し借りの設定もされていないことから、経営面積は、0ということです。
委員	「農地取得もあったと思いますが。」という声あり。
事務局	うちの農家台帳システムで、例えばAさんと入力すると、経営面積の自作地、借入地というのが自動で出てくるんですよ。〇〇さんの分を、入力して開いてみたら、経営面積「0」だったんですよ。そこらは、うちの〇〇もそういうことでやっているということですので、来月の委員会でも、また報告したいと思います。それでいいですか。
議長	調べて、また、来月の委員会でも報告ということでお願いします。
	10番から50番について、ご質疑等賜りたいと思います。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の10番から50番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から50番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番委員。
小委員長	1月8日の転用調査時に、7番、14番、31番委員と、事務局2名の

計5名で、現地聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

申請に基づき、1番から11番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から10番は売買、11番は贈与による申請で、親族への贈与でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから35ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願ひます。

ご質疑、ご意見等はございませぬか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外）申し出の意見決定について」のうち用途区分変更を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査報告を求めます。

7番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、7番委員。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

議案第3号のうち、「用途区分変更」は1件でございます。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおり

です。

目的は、農業用倉庫の建築です。

資料の36ページをご覧ください。

申請地は、下門公民館から南東へ410m行った農用地区域内農地で、東と北は道路、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である「農業振興地域整備計画指定用途」に該当します。

申請人は、自宅の敷地内にスペースがないことから、申請地に倉庫を建築したいとのことです。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち用途区分変更について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち用途区分変更については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号のうち除外について、ご審議願います。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

7番委員

はい、議長。

議長

はい、7番委員。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

議案第3号のうち、「除外」は3件でございます。

番号1番ですが、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

目的は、店舗です。

資料の37ページをご覧ください。

申請地は、小川集落センターから南東へ470m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は国道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除

外された場合第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

事業計画者は株式会社〇〇で、山川地区に店舗展開を計画しており、候補地を検討してきましたが、申請地は国道沿いで交通量も多く、住宅地に近いため集客や従業員の確保が見込めることから申請地を選定したとのことでした。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

ただし、小委員会としましては、申請地のすぐ近くにほとんど営業されていない葬祭場が除外及び転用許可を受け設置されていますが、代替地として、ここの検討がされていないようでしたので、ここの検討と結果の報告を立会人にお願ひし、来月、農業委員全員での調査をした上で意見決定をしたほうがよいと判断し、今回は保留にしておこうかと考えております。

次に番号2番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

目的は、一般住宅です。

資料の38ページをご覧ください。

申請地は、魚見小学校から南西へ285m行った農用地区域内農地で、東と南は道路、西は3番で農振除外申請がされている畑、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

事業計画者は指宿市十二町在住の〇〇さんで現在借家住まいであることから、職場や小学校に近い申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

目的は、一般住宅です。

資料の39ページをご覧ください。

申請地は、魚見小学校から南西へ295m行った農用地区域内農地で、東は2番で農振除外申請がされている畑、西と南は道路、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除

外された場合、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

事業計画者は指宿市湊在住の〇〇さんで現在借家住まいであることから、小学校に近い申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、ご報告しますので、皆様のご審議をお願いします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございますが事務局の方から、追加説明がございます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 農業振興地域整備計画の一部計画変更の除外の1番ですが、小委員会では、代替地に、隣の葬祭場跡を検討してくださいということで、その回答を報告してくださいとお願いしていたのですが、その報告が、〇〇の代理の行政書士からありまして、建物は、葬祭場跡を実際は検討していたということで、建物が乗らないということと、ちょうど角に、自動車整備工場があるものですから、広い入り口が確保出来ないということと、商業施設を造るうえで、葬祭場跡というので、何かイメージが悪いと言うのがあるようで、実際は検討していたという報告がありました。

小委員会で現地調査の段階では、全員調査をした方がいいのではと言うことがありましたが、実際ここで、除外可の意見決定がなされましたら、改めて転用申請が出されることになりますので、その時点で、転用調査をされるか、5,000㎡を超えますので全員調査が必要になってくると思っています。今回保留にして、次回、この除外について審議するということになれば、改めて転用申請が上がってきた時に、全員調査はいらないのではと考えますが、そこを考慮していただいて、ご審議していただければと思います。

議長 ただいま、小委員長と事務局の方から、説明がありました。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

6番委員 はい、議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 この、〇〇さんを造る場合、通常は、畑のど真ん中に造るということはないと思います。ここにもし造って、農家さんがピクリン消毒とか、いっぱい周りしていますよね、そこまで考えているんですか。

たとえば、指宿の湯の浜の〇〇なんかは、殆んど周りは畑なんかは無い

事務局長 　　ですよね、小川なんかは、周りは全部畑ですよ。
 議長 　　　　はい、議長。
 事務局長 　　　はい、事務局。
 事務局長 　　　確認はしていないのですが、隣接地との同意は、貰えるようにする
 と思うので、大丈夫だと思います。
 6番委員 　　　われわれが心配するような事も無いのですが、臭いというのを逆に心
 配します。
 事務局長 　　　家を建てたりする時も、隣接の同意を貰ったりするので、日照問題など
 いろいろあるので、それは、確実に取るようには指導します。
 6番委員 　　　分かりました。
 事務局 　　　　はい、議長。
 議長 　　　　はい、事務局。
 事務局 　　　　先ほど言い漏れましたけど、小委員会の現地調査では、保留にしてはど
 うかと言う判断でしたが、当委員会で保留にするか、除外可の意見決定に
 するかまで含めてご審議していただけたらと思います。
 16番委員 　　　はい、いいですか。
 議長 　　　　はい、16番委員。
 16番委員 　　　小委員長の方から、葬祭場の答えが出るまで保留という説明でしたよね、
 事務局の方に、葬祭場の方の答えが出てきた訳ですから、簡単に保留にし
 たってですね。
 32番委員 　　　これは、除外申請であろうと、もちろん転用許可申請をする訳だけれど
 も、面積のオーバーした分については、やはり、現地にまず見に行って、
 それから除外申請の審議を上げるなり、今までは、そうしていたです。や
 り方としてはですね。
 議長 　　　　ところが今回は、審議して許可した後、用途変更を見に行くというこ
 とは、ちょっと矛盾しているようです。
 　　　　　　暫時休憩いたします。
 　　　　　　(休憩)
 　　　　　　休憩前に引続き審議を再開いたします。
 　　　　　　1番の件について、このまま、この議案を通すという方は、手を挙げて
 みてください。
 委員 　　　　「13人の挙手」あり。
 議長 　　　　もう一案は、来月また出た時点で全員調査をして、決を下すというのに
 賛成の方は、手を挙げてください。
 委員 　　　　「16人の挙手」あり。
 議長 　　　　前半の部が13、後半の部が16ということですので、来月また全員で

調査をやるという形の方で、決めていきたいと思しますので、お願いしておきます。

それでは、残りの2番、3番について、ご意見等はございませんでしょうか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号のうち除外については、ただいま、皆様方のご意見を賜ったとおりとして、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち除外の1番については、今回保留にして、来月、全員調査をすることとし、2番、3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

7番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、7番委員。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

議案第4号につきましては1件です。

番号1番ですが、追認です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

転用目的は、納骨堂及びトイレです。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しない農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、開聞小学校から東へ210m行った農地で、東と西は宅地、南は境内地、北は畑に接しています。

申請人は隣接する宗教法人で、納骨堂、トイレは平成19年に建築しており、始末書が添えられています。

なお、当初、農地法第5条許可を受ける計画でしたが、所有者の急死やその相続人との交渉が難航し、平成27年11月に時効取得で同宗教法人に名義変更できたことから、今回農地法第4条での許可申請に至ったとのことです。

土地の形状については、ブロック積み、舗装、排水路等設置済みで北側

農地も1段高い位置にあるため影響は軽微なものと判断いたします。
また、その他の一般基準上の問題も特に認められませんでした。
以上、皆様方のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
それでは、議案第4号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。
これにつきましても、小委員会にて調査にあたっておりますので、現地調査結果の報告を求めます。

7番委員 はい、議長。
議長 はい、7番委員。
小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は駐車場です。
農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。
資料の41ページをご覧ください。
申請地は、指宿図書館から北へ140m行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は雑種地に接しています。
申請人は、千葉県在住で老後の生活の足しにするため申請地を月極め駐車場として整備する計画です。
なお、譲渡人は平成27年9月に死亡していますが、その遺言に基づき遺言執行者により申請がなされたものです。
土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置済みです。高い工作物を設置するものではなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、これは追認になります。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当しますが、申請地の西側及び北側に住宅等が連たんしていることから、集落接続施設に該当いたします。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、山川小学校から北東へ440m行った農地で、東は畑、西は雑種地、南は畑と雑種地、北は里道に接しています。

申請人は、既存の薪置き場が手狭になったため、既存の薪置場に隣接する申請地を同じく薪置場として使用していたことから、今回始末書を添えて申請がなされたものです。

土地の形状については、現状で土留工事をし、建物を建築するものでないことから隣接農地への影響は軽微であると判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の43ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から南西へ75m行った農地で、東と南は宅地、西は里道、北は市道に接しています。

譲受人は現在借家住まいであることから、申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事をする予定です。

周囲に農地はなく、また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の44ページをお開きください。

申請地は、二月田公民館から南西へ570m行った農地で、東は畑及び道路、西は水路、南は宅地、北は5条許可地に接しています。

譲受人は、農機具販売を営んでいますが、既存の資材置場が手狭なこと、北側農地に5条許可を受け一般住宅を建築する計画であることから、その隣接地を取得し農機具等の資材置場及び駐車場を整備する計画です。

土地の形状は30cmの盛土をし、隣接する農地の境界にはブロックが設置済みであり、建物を建築するものではないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅の建設です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の45ページをお開きください。

申請地は、指宿市役所から西へ220m行った農地で、東は国道、西は学校用地、南と北は宅地に接しています。

申請人は、現在隣接地の自己の住宅に住んでいますが、国道の拡幅に伴い宅地が買収され、敷地が狭くなるため、隣接する申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

既存の宅地と一体利用し、全体面積は456.83㎡となります。

土地の形状については、申請地が現在の敷地より高いため、50～80cm切土し、周囲はブロック積みする予定です。

周囲に農地がないことから、営農への影響は軽微なものと判断します。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は通路です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の46ページをお開きください。

申請地は、柳田小学校から北西へ190m行った農地で、東は畑、西と南は宅地、北は原野及び里道に接しています。

譲受人は、土木建築、不動産業を行う法人の代表者ですが、申請地付近の造成工事を行っており、報告第3号で事務局から説明がありましたように通路の拡幅のため申請地の5条許可を受けましたが、名義人が死亡していたため、当初の許可を取り消し、再度始末書を添えて申請がなされたものです。

高い工作物を設置するものではなく、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の47ページをお開きください。

申請地は、指宿市役所から南へ25m行った区画整理事業地内の農地で東と北は宅地、西は市道、南は8番で議案に上がっている5条申請地に接しています。

譲受人は、自動車関連の仕事をしており、車を5台所有しているとのことですが、現在借地をして停めているため申請地を取得し、自家用の駐車場として整備する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、周囲に農地はないことから営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の48ページをお開きください。

申請地は、指宿市役所から南へ33m行った区画整理事業地内の農地で東と南は宅地、西は市道、北は7番で議案に上がっている5条申請地に接しています。

譲受人は、隣接地で寿司、弁当の卸売業を営んでいますが、従業員及び業者用の大型駐車場として申請地を取得し、整備する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、周囲に農地はないことから営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長

26番委員	はい、議長。
議長	はい、26番委員。
26番委員	確認ですけれども、3番は、一般住宅を建てるのに使用貸借しておりますが、親子関係だと推察するのですが、どうでしょうか。
議長	今、事務局の方で確認しておりますが、今の段階では、確認できないということですので、後もってまたお答えいたします。
	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	31ページをお開きください。
	議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡、貸付をご説明いたします。
	今月は、売渡申し出9件、貸付申し出1件の合計10件です。
	(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
	番号2から10につきましては、お目通しください。
	見取図及び地籍図につきましては、資料の49ページから66ページとなりますので、ご参照ください。
	続きまして、農用地あっせん申し出の、買受、借受・希望をご説明いたします。
	34ページをお開きください。
	(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
	番号2から5につきましては、お目通しください。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	それでは、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	売渡、貸付の 番号1は 1番と32番委員。 番号2は 1番と32番委員。 番号3は 8番と 9番委員。 番号4は16番と26番委員。 番号5は25番と10番委員。 番号6は25番と10番委員。 番号7は25番と10番委員。 番号8は25番と10番委員。 番号9は22番と20番委員。 番号10は 仙田地区 24番と30番委員。 上野地区 7番と15番委員。 買受、借受の、 番号1は 8番と 9番委員。 番号2は14番と11番委員。 番号3は25番と10番委員。 番号4は25番と10番委員。 番号5は 十町地区 2番委員。 下吉地区 15番委員。 上野地区 18番委員。 川尻地区 30番委員。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。
	本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませぬか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	先ほど、26番委員からご質問があった、第5号議案の3番ですが、親子ということです。
議長	そのほかにならぬようすので。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	11月の委員会で、皆様をお願いをしたのですけれども、平成27年度一般財源の予算で、後継者の結婚祝金というのを、8人分予算化しておりますが、本年度は1件も対象者が無いので、また、皆さんの周辺部で、そろそろ結婚するとか、結婚したのだけれども貰っていない方がいらっしやる時は、まず、うちの方に情報をください。よろしくお願ひいたします。
議長	ほかにならぬれば、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議長。

議長
事務局

はい、事務局。
その他（議案35ページを参照して説明）

1. 1月の行事報告
2. 2月の行事予定
3. その他

農政課

就農状況調査について（農政課からの調査依頼）

この調査は、年2回実施することになっているため、後期を2月1日から19日までの間に調査をお願いいたします。新規の方が9月で17名認定されており、今回、調査対象が68名となっております。夫婦型もおりますので、人数としまして71名になります。ご協力いただければ助かります。今回は、班長を設けまして、統一した調査を行いたいと思っております。ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

いいですか。

この会が終わりましたら、この後すぐ、年金加入推進についての話し合いをやります。その後に県の研修を受けますので、指宿、山川、開聞と分かれていますので、各個人の割り振りをしていただき、一生懸命頑張ってくださいということになりますので、お願いしておきます。

ほかにございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局

これもちまして、第7回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後 3時45分）

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員14番委員

議事録署名委員15番委員